

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和4年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度試算額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,800円	4.6%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	11,000円 (参考) 被保険者一人当たり 18,300円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,400円 (参考) 被保険者一人当たり 16,700円	4.2%
健保組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	550円 (参考) 被保険者一人当たり 900円	11,600円 (参考) 被保険者一人当たり 19,800円	4.7%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 650円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 1,000円	12,000円 (参考) 被保険者一人当たり 21,100円	5.0%
国民健康保険 (市町村国保)	200円 (参考) 一世帯当たり 300円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 550円	7,600円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.1%
後期高齢者 医療制度	200円	200円	350円	6,600円	5.1%

(注1)本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもって異なる可能性がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬制であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金を示すこととする。

(注2)被用者保険の年次別の実支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和4年度実績の総報酬を機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算すると(*)、年収200万円 1,650円(総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通)。ただし、政

令和8年度→令和9年度において

加入者一人当たり（一世帯あたり）

国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上に
 考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800

の支援金額は約50%増加する見込み

(注5)後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に世帯所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合350円(同2割軽減)。年金収入のみの者では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約

* 年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、

(注6)介護分の保険料額は、第1号保険者(65歳～)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,225円(令和7年度)、第2号被保険者(40～64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,202円(令和7年度見込額)

出展：こども家庭庁ホームページ「令和9年度以降の支援金額の見込み」資料

令和8年度→令和9年度において
加入者一人当たり（一世帯あたり）
の支援金額は約50%増加する見込み

出展：こども家庭庁ホームページ「令和9年度以降の支援金額の見込み」資料